

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年6月1日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長 山本 大志

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 34

1. 業務概要

- 1) 品目分類番号 42
- 2) 業務名 令和8年度周南合同庁舎設計業務(電子入札対象案件)
- 3) 業務内容 本業務は庁舎等の建築及び建築設備の基本設計・実施設計・積算を行うものである。
- 4) 履行期間 契約締結の翌日～令和10年2月8日
- 5) 本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
 - ① 窓口官署を利用する来庁者の利便性の向上並びに、周辺の景観との調和及び周辺施設との連携等に配慮した設計の考え方について
 - ② 建物の用途・構造規模・立地条件を踏まえた木材利用及び環境負荷低減の考え方について
- 6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- 7) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- 8) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- 9) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

2. 参加資格

- (1) 技術提案書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は、②に掲げる資格

を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

ア) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ) 中国地方整備局における令和 7・8 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ) 参加表明書提出期限日から見積もり合わせ日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 6 月 1 日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から令和 8 年度周南合同庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書提出の日において受けているものであること。

(2) 参加表明書を提出しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、中国地方整備局随意契約見積心得第 4 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

[1] 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

[2] 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ) 組合の理事

オ) その他業務を執行する者であつて、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

[3] その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記[1]又は[2]と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 配置予定技術者の資格

(2) 配置予定技術者の技術力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、担当した業務の業務表彰

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の資格

(2) 配置予定技術者の技術力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、担当した業務の業務表彰、CPD、WLB推進企業の認定

(3) 業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

5. 手続等

(1) 担当部局

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局 総務部 契約課 契約係

電話 082-221-9231 (代) (内線2526)

メール keiyaku-gyomu@cgr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書は、電子入札システムから入手するものとする。

交付期間：令和8年6月1日（月）から令和8年8月3日（月）までのうち、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

国土交通省電子入札システムアドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/>

2) 電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和8年6月1日（月）から令和8年8月3日（月）までのうち、閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局 総務部 契約課 契約係

電話 082-221-9231 (代) (内線2526)

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はメール等による入手申込みは認めない。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出方法及び場所

提出期限：令和8年6月11日（木）15時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項〔コンサルタント業務〕のとおり。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出方法及び場所

提出期限：令和8年8月4日（火）15時00分まで。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又はメールによる。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項〔コンサルタント業務〕のとおり。

(5) ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う予定である。

実施場所：広島合同庁舎1号館 1階 3号会議室

なお、集合場所は別途通知する。

実施期間：令和8年8月7日（金）

令和8年8月6日（木）を予備日とする。

開始時間：別途通知する。

説明者：配置予定管理技術者

設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者を説明者として追加することができる。

2) ヒアリングでは技術資料に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ① 配置予定管理技術者の経歴について
- ② 配置予定管理技術者の業務実績について
- ③ 取り組み姿勢（業務の着眼点、実施方針）について
- ④ 評価テーマに対する技術提案について

3) 1)に記載するヒアリングの実施方法を変更する場合がある。この場合は、上記実施期間までに別途通知する。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

（保管金の取扱店 日本銀行広島支店）。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項とする。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務と委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結するための予定の有無 有

・設計その2業務（設計意図伝達業務）

なお、本業務は、上記随意契約予定の設計その2業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続きとするものである。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(6) 2 (1) ①に掲げる中国地方整備局における令和7・8年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は2 (1) ②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない設計共同体（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合も含む。）も、参加表明書を提出することができるが、その単体企業又は設計共同体が競争参加資格のある者として通知された場合であっても、技術提案書の提出の時に於いて、令和7・8年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格又は設計共同体としての資格を認定されていなければならない。

なお、中国地方整備局における令和7・8年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格もしくは設計共同体としての資格を技術提案書の提出の時まで認定されていない場合は特定しない。

(7) 技術提案書に関するヒアリングを行う。

- (8) 本案件は提出資料、見積を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は説明書による。
- (9) 詳細は業務説明書による。

7. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : YAMAMOTO Taishi
Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 42
- (3) Subject matter of the contract : Design work for Shunan National
Government Building
- (4) Time-limit to express interests: 3:00 P.M. July 11, 2026 (by bringing , ma
il : 3:00 P.M. July 11, 2026)
- (5) Time-limit for the submission of proposals: 3:00 P.M. August 4, 2026 (by
bringing , mail : 3:00 P.M. August 4, 2026)
- (6) Contact point for documentation relating to the proposal: Accounting and
Contract Division, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport and Tourism, 6-30 Kamihacchobori, Naka-ku,
Hiroshima-shi, Hiroshima, 730-8530 TEL: 082-221-9231
Mail: keiyaku-gyomu@cgr.mlit.go.jp

競争参加者の資格に関する公示

令和 8 年度周南合同庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 6 月 1 日

中国地方整備局長 山本 大志

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 34

1 業務概要

- (1) 業務名 令和 8 年度周南合同庁舎設計業務
- (2) 業務内容 当該業務の手續開始の公示による
- (3) 履行期限 令和 10 年 2 月 8 日

2 申請の時期

令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 6 月 11 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和 8 年 6 月 11 日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、設計共同体としての資格が認定されない場合は、技術提案書を提出できない。

受付時間は、（受付期間中の各日とも）10 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/>

「発注・契約・申請関係」－「一般競争参加資格関係」

－「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に令和 8 年度周南合同庁舎設計業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。提出場所は以下のとおりとする。

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号

中国地方整備局 総務部 契約課 調査係 電話 082-221-9231

電子メールアドレス shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないものとする。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 当該業務の手続開始の公示にて定める単体企業に係る参加資格（「以下、「参加資格」という。）を有すること。
- ② その他、当該業務の手続開始の公示に示された条件を満たしている者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、令和8年度周南合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和8年度周南合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、令和8年度周南合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、参加資格の要件を満たしていない構成員が参加資格の要件を満たすことが必要である。また、この場合において、参加資格を満たしていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに参加資格の要件を満たしていないときは、設計共同体としての資格がないものとする。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、設計共同体としての資格の有効期間中に参加資格の要件を欠くこととなつた場合には、設計共同体としての資格を取り消すことがある。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「令和8年度周南合同庁舎設計業務△△・××設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の手続開始の公示に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 〇〇業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を

完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印